

町・県民税、国民健康保険税の申告相談について

令和6年2月15日(木)から3月14日(木)まで甲佐町役場生涯学習センター研修室で申告相談を実施します。（※**3月15日の役場での申告相談はありません。**）受付時間や相談日、注意事項についてよくご確認のうえ、ご来場ください。

感染症対策の一環として、申告相談の人数を午前は50人程度を目安に制限します。また、先着25人程度は割り当ての行政区の方を優先とします。指定した地区以外の方は待ち時間が大変長くなることが見込まれますので、お住まいの地区が指定された日にご来場ください。

また、申告の内容によっては、税務署が開設する申告会場(熊本城ホール)をご案内する場合があります。あらかじめご了承ください。

令和6年1月1日現在、甲佐町にお住まいの方で、令和5年中の収入状況が次に該当する方は、町・県民税の申告をしなければなりません。令和5年中（1月～12月）の収入について必ず申告し、適正な税負担をお願いします。また、申告されないと、各種証明書の発行はできません。

町・県民税の申告が必要な方

- ・営業、農業、不動産などの収入があった方
- ・給与所得者でその他の収入があった方
- ・日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
- ・令和5年の途中に退職し、再就職していない方(年末調整が未済で控除などの追加がある方)
- ・公的年金受給者で扶養などの控除の追加や年金以外の収入があった方
- ・**遺族年金**や**障害年金**などの非課税年金を受給している方
- ・雇用保険のみを受給していた方
- ・収入が無かった方

役場での申告が必要でない方

- ・税務署に確定申告書を提出される方
- ・給与所得のみで年末調整済の方（中途退職者・給与2カ所以上の方は除きます。）
- ・収入が公的年金のみで、所得税の還付やその他の控除の追加がない方

役場の申告会場で申告相談をお受けできない方

- ・営業、農業、不動産収入などの事業収入がある人で、収支内訳書を作成されていない方（収支内訳書を作成し、あらためて申告してください）
- ・医療費控除の明細書を作成されていない方
- ・青色申告の方
- ・株式の譲渡所得がある方
- ・仮想通貨や暗号資産の取引益のある方
- ・住宅借入金等特別控除をはじめて受ける方
- ・確定申告書の本人控えに税務署の受付印が必要な方（給付金や助成金の申請に必要な場合があります）
- ・消費税の申告をする方

※上記以外であっても、申告の内容によっては、役場で対応できない場合があります。

申告相談時に持参するもの ※該当する場合は、必ずご持参ください。

- ・申告者本人、扶養控除対象者のマイナンバーカード又は個人番号通知カードと免許証等（公的機関発行の身分証）
- ・税務署から送付されている確定申告書やお知らせハガキ、利用者識別番号通知等
- ・源泉徴収票(給与所得者及び公的年金受給者)または給与支払証明書
 - ※退職所得がある方は、退職所得の源泉徴収票
- ・生命保険の満期金や解約金等を受けとられた方は、受取金の詳細が記載された支払明細書等
- ・事業所得(営業・農業・不動産)がある方は、**収支の計算を記入した収支内訳書等**
 - ※農業・営業・小作料（不動産収入）の申告については、作物等の種類を問わず収支計算による申告となりますので収入金額及び必要経費等を証明できる書類(領収書・収支内訳書等)が必要です。
- ・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料・任意継続医療保険等の控除証明書等
- ・障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、障がい者控除対象者認定書等
- ・医療費控除を受ける場合は、**記入済の医療費控除の明細書**、医療費通知書等
 - ※医療費の明細書は、役場又は国税庁ホームページで取得できます。
- ・寄附金控除を受ける場合は、証明書や領収書
- ・通帳等（口座振替を希望される方は、通帳印が必要になる場合があります）

- ・必要書類が不足している場合は、再度申告に来ていただくことになります。ご注意ください。
- ・確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーがわかるものを必ずご持参ください。

医療費控除を受ける方へ

医療費控除を受ける方は、「**医療費の明細書**」の添付が必要です。医療費の明細書を作成されていない方（明細書が無く、領収書のみを持参された方）は、医療費控除を受けることができませんので、控除を受ける方は、事前に領収書等から計算し明細書を記入したうえでご持参ください。

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一について

上場株式等の配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度の町・県民税(令和5年分の所得税の確定申告)より、課税方式を所得税と一致させることになりました。

そのため、所得税で申告不要を選択した場合は、町・県民税でも申告不要となり、所得税において総合課税(分離課税)で確定申告を行った場合は、町・県民税においても総合課税(分離課税)で申告したこととなり、所得税と町・県民税とで**異なる課税方式を選択することができなくなります。**

所得税で上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は**町・県民税でも「合計所得金額」や「総所得金額等」に算入されることとなり、配偶者控除や扶養控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響する場合があります。**課税方式の選択は、慎重にご判断ください。

※**確定申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの書類は、役場税務課または税務署に準備しております。必要な方は、事前にお取り寄せください。**
なお、税務課での書類受け渡しは、2月1日以降となります。

裏面もお読みください。

税 務 署 か ら の お 知 ら せ

熊本東・熊本西税務署合同会場(所得税・贈与税等の確定申告相談会)

今年も下記のとおり、熊本東・西税務署合同の申告相談会場が開設されます。会場や日程等をよくご確認のうえ、ご来場ください

●会場：「熊本城ホール(1階展示ホール)」(住所：熊本市中央区桜町3番40号)

●受付時間：午前9時～午後4時まで

◇事前申告相談会
日程：令和6年2月13日(火)～2月15日(木)
※公的年金受給者や住宅借入金等特別控除を初めて受ける方等が対象です。

◇所得税・贈与税等の確定申告相談会
日程：令和6年2月16日(金)～3月15日(金)
土・日・祝日は2月25日(日)のみ開催されます。

◇その他

- ・申告相談会場の混雑緩和のため、会場への入場は「入場整理券」が必要です。
- ・入場整理券は、会場で当日配布のほかLINEでも事前発行しています。
- ・期間中は、熊本東税務署に申告相談会場は開設していませんのでご注意ください。

ご自宅のパソコンやスマホで確定申告が出来ます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力するだけで所得税、消費税等の確定申告書の作成が可能です。ご自宅等のパソコンやスマホで、いつでも簡単に確定申告をすることができ、混雑した申告会場で長時間お待ちいただく必要がなくなります。詳しくは、下記の「e-Tax」ホームページをご覧ください。 「e-Tax」ホームページ ⇒ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

事業所得や不動産所得のある方は帳簿への記帳や帳簿書類の保存が必要です

個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。また、請求書などを電子データでやりとりした場合は、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。帳簿書類の作成・保存がない場合は、事業所得として申告できない場合があります。

◇ 記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

【白色申告の方】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

※青色申告の方や、記帳、書類の保存等の詳細については税務署へお尋ねください。

【お問い合わせ先】 熊本東税務署（電話 096-369-5566）

確定申告に関するご相談は「0」番を選択してください。「確定申告電話相談センター（自動音声案内）」へおつながします。

甲佐町役場
令和6年度申告相談日程

申告受付時間	午前：8時～11時	午後：13時～16時
申告相談時間	午前：8時40分～	午後：13時～

月	日	曜	行政区名	税理士	会場	
2月	15	木	麻生原・世持・中山		甲佐町生涯学習センター（甲佐町役場併設） 研修室	
	16	金	津志田	○		
	17	土				
	18	日				
	19	月	南三箇・船津	○		
	20	火	上田口・下田口			
	21	水	田原・和田内・府領・北原	○		
	22	木	広瀬・谷内・本坂谷・堂ノ原・鹿里・西原 小鹿・井戸江・安平・上揚	○		
	23	金				
	24	土				
	25	日	熊本城ホールで休日申告相談が実施されます。			
	26	月	岩下1区・岩下2区・有安	○		
	27	火	上豊内・下豊内			
	28	水	西寒野	○		
	29	木	仁田子			
3月	1	金	緑町・大町	○		
	2	土				
	3	日				
	4	月	東寒野・横田	○		
	5	火	中横田・上早川1区			
	6	水	浅井・上早川3区・4区・5区	○		
	7	木	下横田・上早川2区			
	8	金	中早川・早川・北早川	○		
	9	土				
	10	日				
	11	月	辺場・古閑・八丁・山出・芝原			
	12	火	糸田・吉田			
	13	水	上記の日に来れない方			
	14	木	上記の日に来れない方			
	15	金	申告相談はありません。			

重要なお知らせ

●例年より、申告開始日が1日早くなっています。また、**3月15日の申告相談はありません**ので、日程をよく確認のうえ、ご来庁ください。

●申告相談の人数を午前は50名程度を目安に制限いたします。また、先着の25名程度は割り当ての行政区の方を優先といたします。

●障害年金や遺族年金のみの方、雇用保険のみを受給されていた方は必ず住民税の申告が必要です。

●申告内容等によって、順番が前後する場合があります。あらかじめご了承ください。

●役場で申告できない方

①収支内訳書や医療費控除の明細書等を作成されていない方

②青色申告の方

③株式の譲渡所得がある方

④仮想通貨の取引益のある方

⑤住宅借入金等特別控除を初めて受ける方で計算書の事前作成会に参加していない方

⑥確定申告書の控えに税務署の受付印が必要な方(給付金等の申請に必要な場合があります)

⑦消費税の申告

※その他申告内容によって、役場では対応できない場合があります。

●ご自宅のパソコンやスマホで確定申告ができますので、是非ご利用ください。

確定申告書等作成コーナー

【お問合せ先】 甲佐町役場税務課 TEL 096-234-1112
裏面も十分にご確認のうえご来庁ください。